

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年7月 VOL. 36

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ようやく夏らしい青空が見えるようになりましたが、如何お過ごしでしょうか？

夏といえば花火大会ですが、中止になる大会が増えているとのこと。その理由の一つが警備員不足による警備費の増加、と聞き、人手不足の影響がこんなところにも…と驚く今日この頃です。

お盆休みの実習生について

まもなくお盆休みとなります。皆様の会社でも長期のお休みを取られるともしれませんが、長期の休暇の折には実習生をめぐるトラブルも多発します。宿舎内の火の元、夜間の騒音、繁華街での甘い勧誘等、トラブルの芽は多いので、休暇前に実習生に対し、十分注意喚起して頂きますようお願い致します。

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の講習について

新しい実習制度では、**技能実習責任者**は3年に1度、主務大臣が認めた養成講習機関が実施する「養成講習」を受講しなければなりません（経過措置により2020年3月31日までは適用が猶予されています）。**この講習を受けていない場合、来年4月以降は機構による技能実習計画の認定が受けられなくなります。まだ受講されていない場合は、早めに受講するようお願いいたします。**

技能実習指導員・生活指導員についてはそのような受講義務はありませんが、技能実習3号に進む際に必要な「優良な実習実施者」の認定を受けるにあたり、本年4月以降、技能実習指導員・生活指導員が講習を受講していることが大きな加点要素となっています。技能実習を進めるにあたって必要な知識、情報を得られる有用な講習ですので、是非、受講されるようお願いいたします。

下の厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が載っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

これらの養成講習機関は技能実習指導員、生活指導員の講習もやっていますので、それぞれの会社のHPでご確認下さい。

消費税法改正の対応に関するお知らせ

本年10月1日より消費税率が8%から**10%**に引き上げられることに伴い、当組合より10月1日以降にご請求するサービス等（組合監理費、申請書類作成費用、入国後講習費用等）に係る消費税につきましては、新税率の**10%**で計算した金額にて請求させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

実習生の口座開設について

これまで会社からご要望があった場合には、入国後、日本語学校で講習を受けている期間中に、ゆうちょの口座を開設するサービスを組合で提供していましたが、最近、郵便局より技能実習生が口座を開設するには社員証の提示が必要との通知がありました。

つきましては、今後はこのサービスはできなくなりますので、会社に配属後、別途、ご手配頂きたくお願い致します。

技能検定試験の申込について

技能実習生は1号の実習修了までに実習を行っている職種の基礎級の試験を、また2号の実習修了までに随時3級の試験を受検し合格しなければなりません（基礎級は実技、学科とも合格必要。随時3級は実技のみ合格でも可。再試験は1回のみです）。昨今の実習生の急増、また技能実習3号の新設による随時3級受検者の急増に伴い、受検の申込が非常に込み合っており、申込から受検までに相当の時間を要するようになっていきます。

現在、組合では、1号生の基礎級試験の場合、実習修了の6カ月前、2号生の随時3級試験の場合、1年前を目途に申込を行っています。申込にあたっては、事前に実習生の同意書の取得など、会社に対応をお願いすることがありますが、できるだけ速やかな対応をお願い致します。

新人ご紹介

7月入社 of 組合の新人をご紹介します。
ベトナム出身のティエンさんです。
アキューミュレーション名古屋事務所の職員として巡回等を通じ、会社及び実習生との連絡を担当します。
来日前は大学で日本語を専攻し、日本語の教師もするなど、日本語については堪能です。
皆様の会社を訪問させて頂いた際は、宜しくお願い致します。



緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)
070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)